

ご存知
ですか？

きこえない きこえにくいを
サポートします

ようやくひっき

要約筆記

北広島市要約筆記通訳者派遣

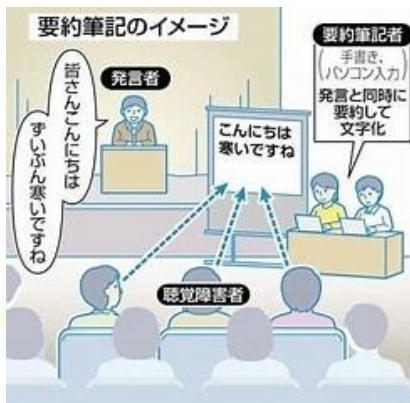
『要約筆記』とは？

聞こえが不自由な人の耳代わりとなって、手書きやパソコンを使って話し手の言葉を文字にして伝えるコミュニケーション保障のひとつです。要約筆記を使うことで話の内容がわかり意見を言ったり、質問をしたり他の人と同じにその場に参加できます。

この要約筆記を行う人を「要約筆記通訳者」と呼び、コミュニケーションが必要となる場面で活動していただいています。

要約筆記の方法

全体投影



聴覚障がい者の方が大勢いる場合に、手書きした文字やパソコンで打った文字をスクリーンなどに映して見ていただきます。

手書きノートテイク



PC ノートテイク



聴覚障がい者の方が少人数の場合に隣で手書きした文字やパソコンで打った文字を、直接見ていただく方法です。

要約筆記を利用するには

北広島市要約筆記通訳者派遣制度を利用できるのは、

- ① 北広島市内にお住まいの方
- ② ①の方が参加する会議や講習会などを開催する主催者など

派遣できる内容

- ・通院
- ・学校説明会
- ・就職相談
- ・本人や親族の冠婚葬祭
- ・裁判
- ・各種手続き
- ・講演会
- …など

利用料

無料でご利用いただけます。

* 機材など準備していただく場合があります。

依頼するには

日時や内容、場所などを記入した「派遣申請書」を派遣希望日の1週間前までに市役所福祉課へ提出いただきます。

派遣対象外の内容の場合や、要約筆記通訳者を確保できない時は、派遣をお断りすることがあります。



お問合せ先



北広島市役所福祉課 障がい福祉担当

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

TEL 011-372-3311 FAX 011-398-4312

E-mail : fukushi@city.kitahiroshima.lg.jp

